

第3章 特別の教科 道徳

1 改訂の趣旨及び要点

道徳教育の充実を図るため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育とその要としての道徳の時間の役割を明確にした上で、生徒の道徳性を養うために、適切な教材を用いて確実に指導を行い、指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ることができるよう、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」）として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等を見直している。これまでの道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を今後も引き継ぐとともに、道徳科を要として、道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を学校の教育活動全体を通じてより確実に展開することができるよう、道徳教育の目標等をより分かりやすい表現で示すなど、教育課程の改善が図られている。

2 目標及び内容

(1) 目 標

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

道徳科が目指すものは、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同様によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことである。その中で、道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的、発展的な指導を行うことが重要である。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない道徳的価値に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意して指導することが求められている。

(2) 内 容

内容については、小学校から中学校までの内容の体系性を高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げることや、内容項目が多くの人に理解され、家庭や地域の人とも共有しやすいものとするなどの観点から、それぞれの内容項目に手掛かりとなる「自主、自律、自由と責任」などの言葉を付記している。

内容項目のまとまりを示していた視点については、四つの視点によって内容項目を構成して示すという考え方は従前どおりとしつつ、生徒にとっての対象の広がりについて整理し、「A 主として自分自身に関すること」「B 主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」として順序を改めている。

内容項目については主に以下のような改善を図っている。

「A 主として自分自身に関すること」

- ア 「自主、自律、自由と責任」について、主体的に判断する態度を一層重視し、従前の 1- (3) の「自主的に考え、誠実に実行して」を「自主的に考え、判断し、誠実に実行して」と改めている。
- イ 「節度、節制」について、自分の安全に気を付け、調和のある生活をするこゝを一層重視し、従前の 1- (1) の「調和のある生活」を「安全で調和のある生活」に改めている。
- ウ 「希望と勇気、克己と強い意志」について、目標に向かって不屈の精神をもって努力することができるようにするため、従前の 1- (2) の「より高い目標を目指し」を「より高い目標を設定し」へ、「着実にやり抜く強い意志をもつ」を「困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること」に改めている。
- エ 「真理の探究、創造」について、探究心を養うことを重視して、従前の 1- (4) の「理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく」を「探究して新しいものを生み出そうと努めること」に改めている。

「B 主として人との関わりに関すること」

- ア 「思いやり、感謝」について、より体系的・系統的に指導ができるよう、従前の 2- (2) 及び 2- (6) を統合している。
- イ 「友情、信頼」について、より体系的・系統的に指導ができるよう、従前の 2- (3) 及び 2- (4) を統合している。
- ウ 「相互理解、寛容」について、自分の考えをもって他の立場や考えを受け入れることを重視して、「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに」を加えている。

「C 主として集団や社会との関わりに関すること」

- ア 「遵法精神、公德心」について、主体性をもって法やきまりを守ることを一層重視し、従前の 4- (1) の「遵守するとともに」を「進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え」に、「社会の秩序と規律を高めるように努める」を「規律ある安定した社会の実現に努める」に改めている。
- イ 「勤労」について、勤労の貴さや意義の理解を一層重視し、従前の 4- (5) の「奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める」を「将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること」に改めている。
- ウ 「よりよい学校生活、集団生活の充実」について、より体系的・系統的に指導ができるよう、従前の 4- (4) 及び 4- (7) を統合するとともに、集団における役割遂行を重視して、「集団の中での自分」を追加している。
- エ 「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」について、郷土への帰属意識を再考して、従前の 4- (8) に「郷土の伝統と文化を大切にし」及び「進んで」を加えている。
- オ 「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」について、日本人としての帰属意識を再考するとともに、新しい文化の創造と社会の発展に貢献しうる能力を一層重視して、従前の 4- (9) に「国家及び社会の形成者として」を加えている。
- カ 「国際理解、国際貢献」について、多様な文化を尊重し、国際親善に努めるこ

とを重視して、従前の 4- (10) に「他国を尊重し」及び「発展に寄与」を加えている。

「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

ア 「生命の尊さ」について、生命のかけがえのなさについて理解を深められるようにするため、従前の 3- (1) に、「その連続性や有限性なども含めて理解し」を加えている。

イ 「自然愛護」及び「感動、畏敬の念」について、より体系的・系統的に指導ができるよう、従前の 3- (2) を分割するとともに「自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解」を加えている。

ウ 「よりよく生きる喜び」について、人間の気高く生きようとする心をしっかりと把握した上で喜びを見いだすことができるよう、従前の「強さや気高さがあることを信じて」を「強さや気高く生きようとする心があることを理解し」に改めている。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 主題の設定と配列を工夫する。

ねらいと教材で構成する主題の設定においては、特に主題に関わる道德教育の状況、それに伴う生徒の実態などを考慮する。また、ねらいとしては、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方について考えを深める学習のための根源的なものを押さえておくこと。

イ 計画的、発展的指導ができるように工夫する。

内容項目の全体構成及び相互の関連性や発展性を考慮して、3年間を見通した計画的、発展的な指導が行えるように工夫する。また、小学校における道德科との関連、家庭や地域社会との連携を図るよう工夫すること。

ウ 重点的な指導ができるように工夫する。

内容項目の指導については、生徒や学校の実態に応じて重点的指導を工夫し、内容項目全体の効果的な指導が行えるよう配慮する必要がある。その場合には、学校が重点的に指導しようとする内容項目の指導時間数を増やし、一定の期間において繰り返し取り上げる、何回かに分けて指導するなどの配列を工夫したり、内容項目によっては、ねらいや教材の質的な深まりを図ったり、問題解決的な学習など多様な指導の方法を用いたりするなどの工夫が考えられる。そのためには、研修などにより教師が内容項目を十分理解し、生徒の実態に即した指導を行うこと。

エ 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する。

年間にわたって位置付けた主題については、各教科等との関連を図ることで指導の効果を高められる場合は、指導の内容及び時期を配慮して年間指導計画に位置付けるなど、具体的な関連の見通しをもつことができるように工夫すること。

また、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見つけられるよう、学校や家庭・地域社会における職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの道徳性を養うための体験活動や情操を育む活動を積極的に活用したり、校長や教頭をはじめ他の教師等も積極的に参加するティーム・ティーチング、さらに、地域の人々や保護者から積極的に授業の参加協力を得たりするなど、指導者が道徳教育推進教師と連携を密にしながら、多様な指導方法や学習形態の工夫を図ること。さらに、特別活動の特質を十分に踏まえた上で、各学校において、特別活動と道徳科のそれぞれの役割を明確にしつつ、連携を一層密にした計画的な指導を行うこと。

オ 複数時間の関連を図った指導を取り入れる。

道徳科においては、一つの主題を1単位時間で取り扱うことが一般的であるが、内容によっては複数の時間の関連を図った指導の工夫などを計画的に位置付けて行うこと。例えば、一つの主題を2単位時間にわたって指導し、道徳的価値の理解に基づいて人間としての生き方についての学習を充実させる方法、重点的な指導を行う内容を複数の教材による指導と関連させて進める方法など、様々な方法が考えられること。

カ 計画の弾力的な取扱いについて配慮する。

年間指導計画は、学校の教育計画として意図的、計画的に作成されたものであり、指導者の恣意による不用意な変更や修正が行われるべきではない。変更や修正を行う場合は、生徒の道徳性を養うという観点から考えて、より大きな効果を期待できるという判断を前提として、学年などによる検討を経て校長の了解を得ることが必要である。そして、変更した理由を備考欄などに記入し、今後の検討課題にすること。

キ 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする。

年間指導計画に基づく授業が一層効果的に行われるためには、授業実施の反省に基づき、上記により生じた検討課題を踏まえながら、全教師の共通理解の下に、年間指導計画の評価と改善を行うこと。そのためには、日常から実施上の課題を評価欄に記入したり、検討したりするための資料を収集することにも心掛けること。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

イ 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

- ウ 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。また、発達段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとすることのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。
- エ 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。その際、様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること。
- オ 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。
- カ 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、内容項目との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
- キ 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

4 道徳科の評価

生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

道徳科における評価は、道徳科の目標に掲げる学習活動における生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。その際、個々の内容項目ごとではなく大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の生徒との比較による評価ではなく、生徒がいかにか成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが求められる。これらを踏まえると、道徳科の評価は、選抜に当たり客観性・公平性が求められる入学者選抜とはなじまないものであり、このため、道徳科の評価は調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定に活

用することのないようにする必要がある。

発達障害等のある生徒に対する指導や評価を行う上では、それぞれの学習の過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められる。なお、こうした考え方は、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、日本語習得に困難のある生徒等について、一人一人の生徒の状況に応じた指導と評価を行う上でも重要である。

5 移行措置の内容

平成 31 年度から新学習指導要領によること（平成 30 年度は先行可能）。

6 移行措置期間中の留意事項

- (1) 道徳教育の全体計画及び指導内容の取扱いに関わる事項は「第 1 章 総則」に移行しているため、参照すること。
- (2) 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないこと。評価にあたっては、道徳科における生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、学校教育全体を通じて行う道徳教育における生徒の成長の様子とは区別すること。
- (3) 各教科・総合的な学習の時間及び特別活動を通じて行われる道徳教育との関連を考慮するとともに、適切な指導資料の開発に努め、「人間尊重の精神」をさらに深化させ、生徒の内面に根ざした道徳性を育成すること。

7 特に配慮すべき事項

道徳科への移行の準備を、現行の学習指導要領の内容に則ったねらいに迫る指導の確実な実施ととらえ、指導を積み上げておくこと。